

IMO 第 83 回海洋環境保護委員会（MEPC83）における
脱炭素化に向けた中期対策合意を受けた日本船主協会会長 明珍幸一コメント

先週、IMO（国際海事機関）において開催された第 83 回海洋環境保護委員会（MEPC83）にて、IMO が 2023 年に採択した「2050 年頃までの GHG 排出ゼロ」との戦略目標達成に向け、①使用燃料の GHG 強度（エネルギー当たりの GHG 排出量）規制および、②同規制の達成状況に応じた負担金および還付金（我が国が開発を進めるゼロエミッション燃料船は還付の対象）の導入が合意されました。

今後、2025 年 10 月の MEPC 臨時会合で条約改正が採択されまると、関連ガイドライン等整備の後、早ければ 2027 年 3 月に発効、2028 年より適用開始が見込まれます。

これにより、外航海運は世界の産業界において、国際カーボンプライシングが導入される最初の業界となる見込みであり、かつ、制度は我が国海事産業界が一丸となって取り組むゼロエミッション燃料船の開発・普及を力強く後押しするものであるため、日本船主協会は今般の合意成立を歓迎するとともに、ここに至る議論を主導された日本政府をはじめとする各国政府当局、IMO 等関係者の粘り強いご尽力に深く感謝申し上げます。

日本船主協会は 2021 年に IMO の戦略採択に先駆けた形で「2050 年ネットゼロへの挑戦」を発表しており、その中において、目標達成に向けて可及的速やかな早期のゼロエミッション燃料への移行とゼロエミッション燃料船の普及を提唱し、現在会員各社においてはアンモニア燃料船・水素燃料船などの脱炭素燃料船、風力を利用した船舶等の開発・実用化が鋭意進められています。新制度の詳細については、今後、IMO において更に議論が深められるものと承知しますが、外航海運業界の脱炭素化実現の歩みを確かなものとするため、引き続き日本政府のリーダーシップによる前向きかつ建設的な国際議論の進展を期待します。日本船主協会としても、こうした政府の取り組みを全面的にバックアップすることとしております。

世界単一市場において自由競争を行う外航海運業界にとって、国際ルールに基づいた合理的な規制が適正になされることが何よりも重要であり、日本船主協会として、今後も IMO の下、世界各地を航行する船に対し、地域的規制ではなく、公平公正に一律の規制がなされることを求める方針です。

以 上